

3 終局人員及びその内訳（庁別・罪名別）

平成27年における裁判員裁判対象事件の終局人員（「実人員」である。）は、1,206人であり、庁別、罪名別にみると、図表5及び図表6のとおりである（うち、有罪人員（一部無罪を含む。）は1,171人であり、判決人員に対する有罪率は99.1%である。）。

なお、平成27年における地裁刑事通常第一審事件全体の終局人員は、5万4297人である。

図表5 庁別の終局人員

総数	1,206		
東京地裁本庁	102	広島地裁本庁	28
東京地裁立川支部	21	山口地裁本庁	8
横浜地裁本庁	57	岡山地裁本庁	19
横浜地裁小田原支部	15	鳥取地裁本庁	5
さいたま地裁本庁	64	松江地裁本庁	2
千葉地裁本庁	136	福岡地裁本庁	46
水戸地裁本庁	25	福岡地裁小倉支部	35
宇都宮地裁本庁	18	佐賀地裁本庁	8
前橋地裁本庁	13	長崎地裁本庁	3
静岡地裁本庁	9	大分地裁本庁	7
静岡地裁沼津支部	11	熊本地裁本庁	7
静岡地裁浜松支部	7	鹿児島地裁本庁	18
甲府地裁本庁	9	宮崎地裁本庁	11
長野地裁本庁	8	那覇地裁本庁	17
長野地裁松本支部	2	仙台地裁本庁	11
新潟地裁本庁	9	福島地裁本庁	7
大阪地裁本庁	103	福島地裁郡山支部	4
大阪地裁堺支部	21	山形地裁本庁	3
京都地裁本庁	23	盛岡地裁本庁	3
神戸地裁本庁	42	秋田地裁本庁	5
神戸地裁姫路支部	7	青森地裁本庁	6
奈良地裁本庁	13	札幌地裁本庁	28
大津地裁本庁	8	函館地裁本庁	6
和歌山地裁本庁	10	旭川地裁本庁	7
名古屋地裁本庁	63	釧路地裁本庁	5
名古屋地裁岡崎支部	31	高松地裁本庁	10
津地裁本庁	12	徳島地裁本庁	6
岐阜地裁本庁	15	高知地裁本庁	8
福井地裁本庁	6	松山地裁本庁	19
金沢地裁本庁	1		
富山地裁本庁	3		

（注）1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

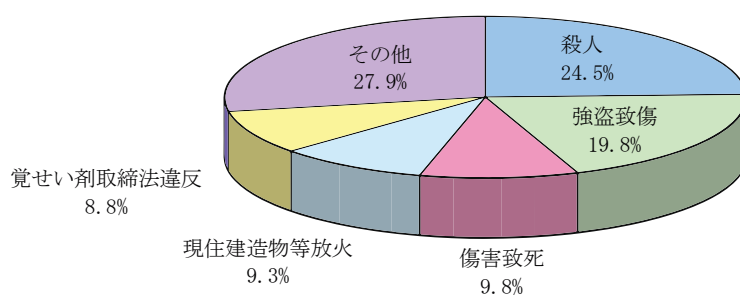
2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

図表6 罪名別の終局人員

総数	1,206
殺人	295
強盗致傷	239
傷害致死	118
現住建造物等放火	112
覚せい剤取締法違反	106
(準)強制わいせつ致死傷	98
(準)強姦致死傷	84
麻薬特例法違反	31
危険運転致死	26
強盗致死(強盗殺人)	19
強盗強姦	18
集団(準)強姦致死傷	12
偽造通貨行使	7
傷害	7
保護責任者遺棄致死	7
通貨偽造	4
(準)強姦	4
銃刀法違反	4
逮捕監禁致死	3
強盗	3
非現住建造物等放火	2
激発物破裂	2
建造物等以外放火	1
保護責任者遺棄等	1
営利拐取等	1
爆発物取締罰則違反	1
麻薬取締法違反	1

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
 3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。
 4 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。



4 未済人員及びその内訳（庁別・係属期間別（総数））

平成27年末現在における裁判員裁判対象事件の未済人員（併合された事件を含む「延べ人員」である。）を庁別及び係属期間別にみると、図表7のとおりである。

なお、同年末現在における地裁刑事通常第一審事件全体の未済人員は、2万2715人である。

図表7-1 庁別の未済人員

総数	1,363		
東京地裁本庁	170	広島地裁本庁	29
東京地裁立川支部	24	山口地裁本庁	13
横浜地裁本庁	45	岡山地裁本庁	13
横浜地裁小田原支部	3	鳥取地裁本庁	4
さいたま地裁本庁	104	松江地裁本庁	1
千葉地裁本庁	108	福岡地裁本庁	76
水戸地裁本庁	40	福岡地裁小倉支部	25
宇都宮地裁本庁	22	佐賀地裁本庁	2
前橋地裁本庁	11	長崎地裁本庁	4
静岡地裁本庁	14	大分地裁本庁	5
静岡地裁沼津支部	19	熊本地裁本庁	12
静岡地裁浜松支部	10	鹿児島地裁本庁	16
甲府地裁本庁	-	宮崎地裁本庁	4
長野地裁本庁	5	那覇地裁本庁	26
長野地裁松本支部	2	仙台地裁本庁	14
新潟地裁本庁	4	福島地裁本庁	1
大阪地裁本庁	137	福島地裁郡山支部	28
大阪地裁堺支部	24	山形地裁本庁	11
京都地裁本庁	24	盛岡地裁本庁	3
神戸地裁本庁	34	秋田地裁本庁	10
神戸地裁姫路支部	21	青森地裁本庁	6
奈良地裁本庁	10	札幌地裁本庁	25
大津地裁本庁	12	函館地裁本庁	6
和歌山地裁本庁	6	旭川地裁本庁	2
名古屋地裁本庁	62	釧路地裁本庁	8
名古屋地裁岡崎支部	9	高松地裁本庁	10
津地裁本庁	8	徳島地裁本庁	9
岐阜地裁本庁	20	高知地裁本庁	16
福井地裁本庁	14	松山地裁本庁	8
金沢地裁本庁	13		
富山地裁本庁	1		

(注) 1 刑事未済年表による延べ人員である。

2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件の未済人員を含む。

3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

図表7-2 係属期間別の未済人員

総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える
1,363	137	278	393	347	167	41

- (注) 1 刑事未済年表による延べ人員である。
2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件の未済人員を含む。
3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

(参考) 庁別の新受, 終局及び未済の各実人員

	新受	終局	未済
総数	1,184	1,206	905
東京地裁本庁	103	102	89
東京地裁立川支部	17	21	17
横浜地裁本庁	58	57	42
横浜地裁小田原支部	12	15	3
さいたま地裁本庁	62	64	49
千葉地裁本庁	98	136	67
水戸地裁本庁	34	25	26
宇都宮地裁本庁	16	18	12
前橋地裁本庁	12	13	9
静岡地裁本庁	9	9	4
静岡地裁沼津支部	7	11	12
静岡地裁浜松支部	9	7	9
甲府地裁本庁	4	9	-
長野地裁本庁	5	8	4
長野地裁松本支部	2	2	2
新潟地裁本庁	7	9	4
大阪地裁本庁	113	103	91
大阪地裁堺支部	20	21	15
京都地裁本庁	16	23	15
神戸地裁本庁	41	42	24
神戸地裁姫路支部	14	7	14
奈良地裁本庁	12	13	9
大津地裁本庁	14	8	11
和歌山地裁本庁	4	10	6
名古屋地裁本庁	53	63	43
名古屋地裁岡崎支部	17	31	8
津地裁本庁	11	12	7
岐阜地裁本庁	21	15	16
福井地裁本庁	10	6	8
金沢地裁本庁	7	1	7
富山地裁本庁	3	3	1

	新受	終局	未済
広島地裁本庁	34	28	24
山口地裁本庁	7	8	5
岡山地裁本庁	11	19	12
鳥取地裁本庁	6	5	4
松江地裁本庁	1	2	1
福岡地裁本庁	63	46	62
福岡地裁小倉支部	29	35	18
佐賀地裁本庁	3	8	2
長崎地裁本庁	4	3	4
大分地裁本庁	8	7	5
熊本地裁本庁	9	7	7
鹿児島地裁本庁	11	18	9
宮崎地裁本庁	3	11	4
那覇地裁本庁	29	17	23
仙台地裁本庁	15	11	9
福島地裁本庁	7	7	1
福島地裁郡山支部	11	4	8
山形地裁本庁	6	3	6
盛岡地裁本庁	4	3	3
秋田地裁本庁	7	5	6
青森地裁本庁	10	6	6
札幌地裁本庁	30	28	22
函館地裁本庁	6	6	4
旭川地裁本庁	8	7	2
釧路地裁本庁	11	5	6
高松地裁本庁	9	10	8
徳島地裁本庁	11	6	9
高知地裁本庁	7	8	4
松山地裁本庁	13	19	7

- (注) 1 刑事局の調査による実人員であり, 平成27年12月末現在の数値である。
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
 3 訴因変更により裁判員裁判対象事件となった事件は, 訴因変更決定日ではなく, 起訴日をもって計上した。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 前年の未済人員があるため, 新受-終局=未済とはならない。
 6 概数である。

5 裁判員等の負担

裁判員等が、選任手続や公判、評議等のために裁判所に出席した日数（職務従事日数）の分布を自白・否認別にみると、図表8のとおりである。また、裁判員等の負担や公判審理状況を示すため、選任手続以降の通算の職務従事時間を自白・否認別及び罪名別にみると、図表9及び図表10のとおりである。

図表8 職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別）

	終局 件数	職 務 従 事 日 数						平均職務 従事日数 (日)
		2日	3日	4日	5日	10日 以内	10日を 超える	
総数	1,104	-	(2.8) 31	(17.4) 192	(23.6) 261	(50.6) 559	(5.5) 61	6.5
自白	579	-	(4.8) 28	(29.9) 173	(33.3) 193	(31.3) 181	(0.7) 4	5.2
否認	525	-	(0.6) 3	(3.6) 19	(13.0) 68	(72.0) 378	(10.9) 57	8.1

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。
2 () は終局件数に対する割合 (%) である。

図表9 職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別）

	判決 人員	職 務 従 事 時 間						平均職務 従事時間 (時)
		12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	24時間 を超える	
総数	1,182	102	168	194	171	122	425	24.7
自白	623	93	132	137	112	51	98	18.3
否認	559	9	36	57	59	71	327	31.9

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表10 職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別）

	判決人員	職務従事時間						平均職務従事時間(時)
		12時間以内	15時間以内	18時間以内	21時間以内	24時間以内	24時間を超える	
総数	1,182	102	168	194	171	122	425	24.7
殺人	290	12	28	44	44	32	130	30.8
強盗致傷	229	26	44	39	30	13	77	22.3
傷害致死	118	9	14	14	18	12	51	23.8
現住建造物等放火	110	8	19	25	17	14	27	20.5
覚せい剤取締法違反	106	11	13	13	17	19	33	23.9
(準)強制わいせつ致死傷	97	20	24	26	12	6	9	17.2
(準)強姦致死傷	82	5	11	17	16	6	27	21.9
麻薬特例法違反	31	4	1	8	7	2	9	20.8
危険運転致死	26	1	4	5	2	5	9	22.8
強盗致死(強盗殺人)	18	-	2	1	1	1	13	38.9
強盗強姦	16	1	2	2	1	3	7	23.1
集団(準)強姦致死傷	12	-	-	-	-	2	10	43.6
偽造通貨行使	7	2	3	-	-	-	2	16.1
傷害	7	-	-	-	2	-	5	39.7
保護責任者遺棄致死	6	-	1	-	-	2	3	24.3
通貨偽造	4	3	1	-	-	-	-	11.4
(準)強姦	4	-	-	-	1	-	3	26.3
銃刀法違反	4	-	1	-	1	-	2	22.6
逮捕監禁致死	3	-	-	-	-	-	3	61.2
強盗	3	-	-	-	-	1	2	29.2
非現住建造物等放火	2	-	-	-	2	-	-	18.3
激発物破裂	2	-	-	-	-	2	-	21.4
建造物等以外放火	1	-	-	-	-	1	-	23.0
保護責任者遺棄等	1	-	-	-	-	-	1	43.8
営利拐取等	1	-	-	-	-	-	1	45.5
爆発物取締罰則違反	1	-	-	-	-	1	-	22.1
麻薬取締法違反	1	-	-	-	-	-	1	31.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1 手続の流れの説明及び公表の構成

(1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ

ア 名簿記載通知・調査票送付段階

各地方裁判所は、毎年秋頃、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿登録者の中からくじで選んで作成した名簿に基づいて、翌年1年間の裁判員候補者名簿を作成する(法23条1項)。この名簿に記載された裁判員候補者には、毎年11月頃にその旨を通知する「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」と題する書面(名簿記載通知)が送付される(法25条)。

このとき、あわせて**調査票**を送付し、1年間を通じた辞退希望^{*1}の有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月(参加困難月^{*2})の有無、裁判員になることができない職業についているかどうか(就職禁止事由^{*3})などを尋ねる(規15条)。

平成26年に作成された裁判員候補者名簿(平成27年用)の登録人数及び調査票の回答状況は、図表11及び図表12のとおりである。

イ 「裁判員等選任手続期日のお知らせ」・質問票送付段階

翌年、各地方裁判所は、裁判員候補者名簿の中から、各裁判員裁判対象事件について受訴裁判所が定めた員数の裁判員候補者をくじで選ぶ(選定)。これを受けて、受訴裁判所は、調査票の回答により辞退等が認められる裁判員候補者を除外した上で(呼び出さない措置)、残った裁判員候補者に対して裁判員を選ぶ手続を行う日(選任手続期日)に裁判所に来ていただくための「裁判員等選任手続期日のお知らせ」と題する書面を送付する(法26条、27条)。

このとき、あわせて、**質問票**を送付し、裁判員になることができない事由(欠格事由^{*4}、就職禁止事由等)の有無や、具体的な裁判の日程を前提とした辞退申立ての有

*1 調査票により1年間を通じて辞退を希望することができる事由(定型的辞退事由)は、70歳以上である場合、学生又は生徒である場合、過去5年以内に裁判員・検察審査員等の職にあった場合、重い疾病又は傷害により年間を通じて裁判所に出頭することが困難な場合である(法16条1号、3号ないし5号、7号、8号イ)。

*2 調査票により参加困難月(上限2か月)を申し出ることのできる事情(辞退事由)は、仕事上の事情、重要な用事・予定、出産予定、重い疾病又は傷害、介護、育児等である(法16条8号イないしニ、辞退政令1号ないし3号、6号)。

*3 就職禁止事由に該当する職業としては、国会議員や国務大臣、法曹関係者、自治体の長、自衛官などが挙げられる(法15条)。

*4 欠格事由に該当する者としては、禁錮以上の刑に処せられた者、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に

無及びその事情などを尋ねる（法30条）。質問票の記載から、裁判員になることができないことが明らかな裁判員候補者や辞退が認められた裁判員候補者については、その呼出しを取り消し（**呼出取消し**）、裁判所に来ていただく必要はない旨を通知する（法27条5項・6項）*5。

質問票送付段階における裁判員候補者の選定、呼び出さない措置、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」の送付、呼出取消し等に関する状況は、図表13ないし図表15のとおりである。

ウ 選任手続期日当日

選任手続期日に出席した裁判員候補者に対しては、裁判長から、裁判員になることができない事由*6や辞退申立ての有無について質問する*7（法34条1項）。そして、質問により辞退等が認められた裁判員候補者を除いた上で、検察官・弁護人から裁判員になることができない事由がある旨の理由を付した不選任請求があればその当否について判断し（**理由を付した不選任**）、更に検察官・弁護人から一定の人数を上限とする理由を示さない不選任請求があった裁判員候補者を除外した上で（**理由を示さない不選任***8）、残った裁判員候補者の中からくじで6人の裁判員*9及び事件ごとに決められた数の補充裁判員（上限6人）が選任される（法34条4項・7項、36条、37条）。

選任手続期日当日における裁判員候補者の出席、辞退、不選任決定、裁判員及び補

著しい支障がある者などが挙げられる（法14条）

*5 事件によっては、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」の送付に先立って質問票を送付し、辞退申立て等について尋ねる場合もある（分離発送方式）。この場合、質問票により辞退等が認められた裁判員候補者については、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」を送付しない措置（呼び出さない措置）をとることになる。

*6 裁判員になることができない事由として、欠格事由や就職禁止事由のほか、不適格事由（被告人や被害者の関係者、その他当該事件について不公平な裁判をするおそれがある場合。法17条、18条）についても確認する。

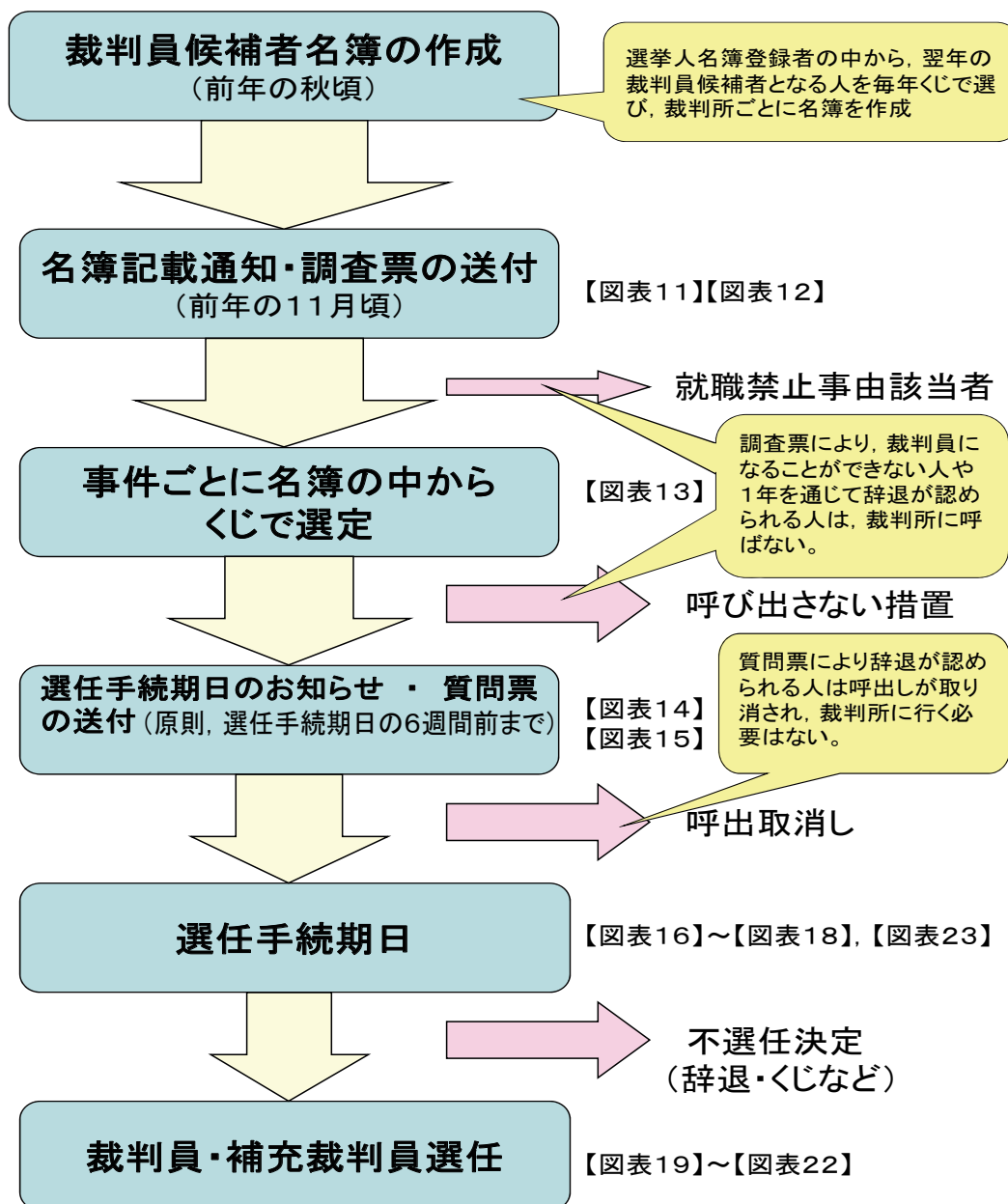
*7 平成27年12月12日に施行された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」により、①被害者特定事項の秘匿の決定があった事件では、裁判官等は、裁判員候補者に対し、正当な理由なく同事項を明らかにしてはならず、②同事項が明らかにされた場合、裁判長は、裁判員候補者に対し、同事項を公にしない旨告知し、③その告知を受けた同候補者又は当該候補者であった者は、これを公にしないこととされた（法33条の2）。

*8 検察官及び弁護人は、裁判員候補者について、それぞれ4人（補充裁判員を置くときは、その人数に応じて5人ないし7人）を限度として、理由を示さずに不選任請求をすることができる。この請求があったときは、裁判所は、当該裁判員候補者について不選任の決定をする（法36条）。

*9 ただし、公訴事実と争いがなく、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められる場合には、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人からなる合議体で裁判を行う旨の決定をすることができる（法2条3項）。この場合には、選任される裁判員は4人となる。

充裁判員の選任に関する状況は、図表16ないし図表21のとおりである。また、選定から選任手続期日への出席までの裁判員候補者数の推移は、図表24のとおりである。

エ なお、選任手続の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



選任手続全般を通じた辞退判断の状況等につき、【図表24】～【図表28】

(2) 選任手続全般を通じた辞退申立て、許否に関する状況

上記のとおり、選任手続においては、調査票送付段階、質問票送付段階及び選任手続期日の3段階においてそれぞれ裁判員候補者に辞退希望を確認することとしている。これは、手続のなるべく早い段階で辞退希望を確認し、辞退が認められる裁判員候補者を除外することにより、その負担を軽減しようという観点から制度設計を行ったことによる。

そこで、選任手続の中でも一般に関心が特に高いと思われる辞退判断の状況について、上記3段階ごとの内訳といった詳細な情報を図表25ないし図表28で示すこととした。

(3) クロス集計の視点

一般に、裁判への参加が見込まれる日数が長くなるほど、参加が困難となる裁判員候補者の割合（辞退割合）が増加し、その分裁判員候補者の選定数を多めに設定する必要があるといえる。そこで、選任手続に関する統計については、辞退割合や選定数の多寡を左右する主たる要素となると思われる実審理予定日数とのクロス集計を基本として詳細な情報を提供することとした。

2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））

平成27年用の裁判員候補者名簿に登録された人員は、合計23万3800人（選挙人名簿登録者全体の約0.22%であり、選挙人名簿登録者約445人に1人の割合）である。

調査票の回答が返送された人員は、8万2624人であり^{*10}、このうち調査票で就職禁止事由に該当すると回答し、又は、裁判員法に定める辞退事由のうち定型的辞退事由（年間を通じて定型的に辞退が認められることが明らかな事由）により辞退を申し出た人員を庁別にみると、図表11のとおりである。また、月の大半にわたって裁判員になることが特に困難な特定の月があると申出のあった月別の延べ人員は、図表12のとおりである。

なお、同名簿に登録された人員中、裁判員法14条各号の欠格事由に該当し、又は、死亡により同名簿から削除された人員は、1,464人である。

*10 調査票は、該当する事由がある場合のみ返送をお願いしており、必ず返送しなければならないものではない。

図表 1 1 裁判員候補者名簿登録人数，調査票回答者数，就職禁止事由申出者数，定型的辞退事由申出者数（庁別）

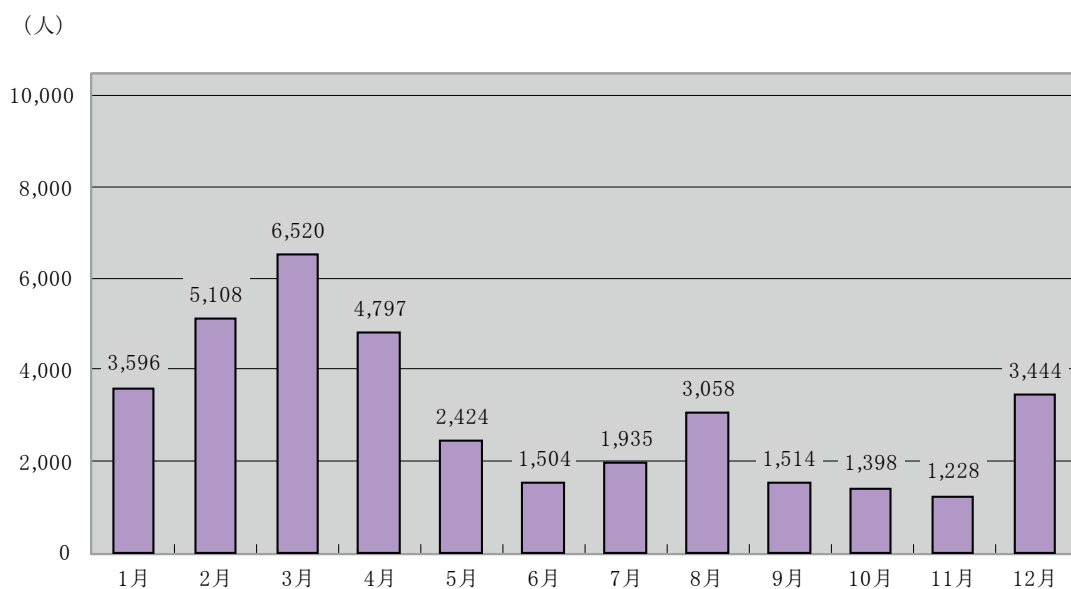
庁名	裁判員候補者名簿登録人数	調査票回答者数	就職禁止事由申出者数	定型的辞退事由申出者数合計	庁名	裁判員候補者名簿登録人数	調査票回答者数	就職禁止事由申出者数	定型的辞退事由申出者数合計
全国計	233,800	82,624	1,446	56,661	広島地裁本庁	7,400	2,725	62	1,945
裁判員候補者名簿登録人数に占める割合(%)	100.0	35.3	0.6	24.2	山口地裁本庁	1,800	697	19	512
東京地裁本庁	18,200	5,854	114	3,674	岡山地裁本庁	3,800	1,411	15	1,007
東京地裁立川支部	5,800	1,977	40	1,360	鳥取地裁本庁	1,600	611	18	430
横浜地裁本庁	9,600	3,277	53	2,055	松江地裁本庁	1,200	483	9	347
横浜地裁小田原支部	1,800	656	5	457	福岡地裁本庁	6,700	2,198	47	1,459
さいたま地裁本庁	10,800	3,761	58	2,457	福岡地裁小倉支部	2,600	953	15	710
千葉地裁本庁	21,700	7,459	127	5,046	佐賀地裁本庁	2,000	658	13	457
水戸地裁本庁	3,800	1,269	24	885	長崎地裁本庁	1,500	590	8	452
宇都宮地裁本庁	4,600	1,577	24	1,082	大分地裁本庁	2,400	862	14	653
前橋地裁本庁	3,100	1,134	20	749	熊本地裁本庁	2,300	839	15	598
静岡地裁本庁	1,200	462	11	312	鹿児島地裁本庁	2,700	981	13	710
静岡地裁沼津支部	1,800	668	15	445	宮崎地裁本庁	1,800	588	14	434
静岡地裁浜松支部	1,200	469	5	307	那覇地裁本庁	2,600	694	15	453
甲府地裁本庁	2,300	886	12	612	仙台地裁本庁	4,800	1,780	42	1,187
長野地裁本庁	1,800	649	8	457	福島地裁本庁	1,300	477	7	342
長野地裁松本支部	1,400	561	8	402	福島地裁郡山支部	1,600	574	11	397
新潟地裁本庁	2,300	932	15	650	山形地裁本庁	1,800	684	12	478
大阪地裁本庁	19,000	6,599	92	4,562	盛岡地裁本庁	1,100	393	7	282
大阪地裁堺支部	5,600	1,952	34	1,383	秋田地裁本庁	1,200	439	10	317
京都地裁本庁	5,700	2,095	41	1,469	青森地裁本庁	3,500	1,273	29	912
神戸地裁本庁	8,700	3,192	53	2,169	札幌地裁本庁	5,600	1,984	56	1,374
神戸地裁姫路支部	2,000	702	7	494	函館地裁本庁	1,200	438	10	316
奈良地裁本庁	2,000	744	9	535	旭川地裁本庁	1,200	451	9	313
大津地裁本庁	2,500	885	11	599	釧路地裁本庁	2,300	807	19	543
和歌山地裁本庁	1,700	635	10	467	高松地裁本庁	2,500	900	19	639
名古屋地裁本庁	8,300	3,020	53	1,995	徳島地裁本庁	1,400	483	8	347
名古屋地裁岡崎支部	2,700	939	15	583	高知地裁本庁	1,200	421	4	322
津地裁本庁	3,200	1,194	21	859	松山地裁本庁	3,200	1,203	14	903
岐阜地裁本庁	3,000	1,104	13	783					
福井地裁本庁	1,200	425	1	306					
金沢地裁本庁	1,300	451	10	307					
富山地裁本庁	1,200	499	3	361					

(注) 1 刑事局の集計結果に基づく実人員であり，概数である。
 2 「就職禁止事由申出者数」とは，調査票において，就職禁止事由に該当すると回答した者の数をいう。

図表12 月別の参加困難月申出者数

裁判員候補者 名簿登録人数	調査票 回答者数	参加困難月 申出者合計	うち1月 参加 困難者	うち2月 参加 困難者	うち3月 参加 困難者	うち4月 参加 困難者	うち5月 参加 困難者	うち6月 参加 困難者
(100.0)	(35.3)	(15.6)	(1.5)	(2.2)	(2.8)	(2.1)	(1.0)	(0.6)
233,800	82,624	36,526	3,596	5,108	6,520	4,797	2,424	1,504
			うち7月 参加 困難者	うち8月 参加 困難者	うち9月 参加 困難者	うち10月 参加 困難者	うち11月 参加 困難者	うち12月 参加 困難者
			(0.8)	(1.3)	(0.6)	(0.6)	(0.5)	(1.5)
			1,935	3,058	1,514	1,398	1,228	3,444

- (注) 1 刑事局の集計結果に基づく概数である。
 2 「裁判員候補者名簿登録人数」及び「回答者数」は実人員であり、その余は延べ人員である。
 3 () は裁判員候補者名簿登録人数全体に占める割合(%)である。



3 「裁判員等選任手続期日のお知らせ」・質問票送付段階

(1) 裁判員候補者の選定

各裁判員裁判対象事件において選定された裁判員候補者の総数は、13万2831人であり、これを自白・否認別、実審理予定日数別にみると、図表13のとおりである。

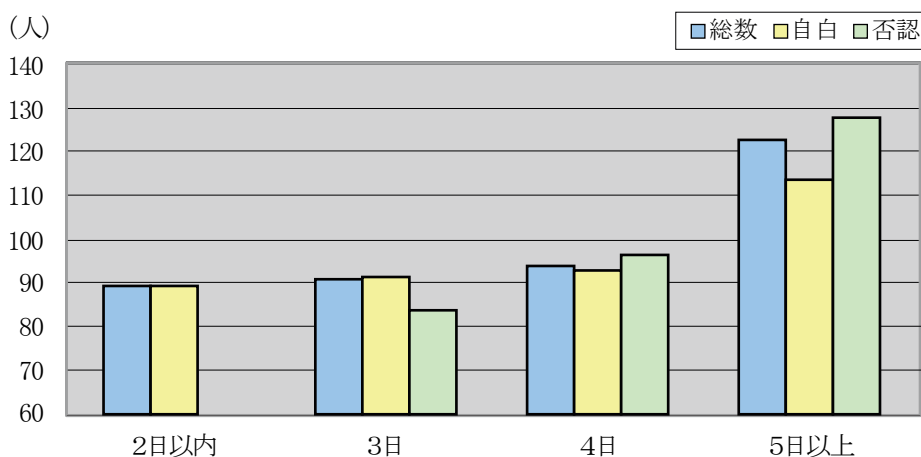
図表13 実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否認別）

	判決 人員	選定された 裁判員 候補者数	実 審 理 予 定 日 数			
			2日以内	3日	4日	5日以上
総数	1,182	[112.4] 132,831	[90.0] 270	[91.5] 13,915	[94.4] 26,515	[123.5] 92,131
自白	623	[101.6] 63,315	[90.0] 270	[92.0] 13,155	[93.6] 20,783	[114.1] 29,107
否認	559	[124.4] 69,516	-	[84.4] 760	[97.2] 5,732	[128.4] 63,024

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。
 2 []は選定された裁判員候補者数の平均である。
 3 選定された裁判員候補者数の平均は、

$$\frac{\text{選定された裁判員候補者数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$$
により算出した。
 4 選任手続期日が取り消されたものを除く。

選定された裁判員候補者数の平均



(2) 辞退許可の状況

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者のうち、調査票の回答等により辞退や欠格事由等を認めて選任手続期日前に呼び出さない措置がされた人員、呼出状を送付した人員及び呼出状送付後に事前質問票の回答等により辞退を認めて呼出取消しがされた人員等を実審理予定日数別、庁別にみると、図表14及び図表15のとおりである。

図表14 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別）

	（1）選定された裁判員候補者数	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数（2）	呼び出さない措置がされた	呼出状を送付した裁判員候補者数（1-2）	（4）辞退された裁判員候補者数	選任手続期日前に辞退者数（3+4）
			うち辞退申請によつて呼出取消された裁判員候補者数（3）			
総数	132,831	(30.7) 40,755	(29.6) 39,316	(69.3) 92,076	(31.5) 41,893	(61.1) 81,209
実審理予定日数	2日以内	270 94	(34.8) 93	(65.2) 176	(27.4) 74	(61.9) 167
	3日	13,915 4,362	(31.3) 4,190	(68.7) 9,553	(27.2) 3,785	(57.3) 7,975
	4日	26,515 8,220	(31.0) 7,901	(69.0) 18,295	(28.5) 7,549	(58.3) 15,450
	5日以上	92,131 28,079	(30.5) 27,132	(69.5) 64,052	(33.1) 30,485	(62.5) 57,617

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による延べ人員である。
 2 選任手続期日が取り消されたものを除く。
 3 ()は選定された裁判員候補者に対する割合(%)である。

図表15 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（庁別）

	選定された裁判員候補者数（1）	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数（2）	うち辞退申請によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者数（3）	呼出状を送付した裁判員候補者数（1+2）	辞退申請によって呼出取消しがされた裁判員候補者数（4）	選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（3+4）		選定された裁判員候補者数（1）	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数（2）	うち辞退申請によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者数（3）	呼出状を送付した裁判員候補者数（1+2）	辞退申請によって呼出取消しがされた裁判員候補者数（4）	選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（3+4）
総数	132,831	40,755	39,316	92,076	41,893	81,209	広島地裁本庁	3,713	1,330	1,273	2,383	1,235	2,508
東京地裁本庁	9,230	2,462	2,344	6,768	2,928	5,272	山口地裁本庁	936	281	266	655	371	637
東京地裁立川支部	1,628	429	414	1,199	447	861	岡山地裁本庁	2,620	733	714	1,887	883	1,597
横浜地裁本庁	5,460	1,310	1,223	4,150	1,828	3,051	鳥取地裁本庁	725	239	233	486	283	516
横浜地裁小田原支部	1,565	510	500	1,055	441	941	松江地裁本庁	230	77	77	153	88	165
さいたま地裁本庁	5,452	1,475	1,422	3,977	1,708	3,130	福岡地裁本庁	5,765	1,541	1,479	4,224	2,176	3,655
千葉地裁本庁	13,575	4,105	3,946	9,470	3,971	7,917	福岡地裁小倉支部	4,225	1,757	1,699	2,468	1,059	2,758
水戸地裁本庁	2,720	870	856	1,850	951	1,807	佐賀地裁本庁	1,065	261	258	804	408	666
宇都宮地裁本庁	2,010	512	506	1,498	723	1,229	長崎地裁本庁	410	126	124	284	168	292
前橋地裁本庁	1,110	324	314	786	327	641	大分地裁本庁	720	206	202	514	250	452
静岡地裁本庁	853	267	259	586	247	506	熊本地裁本庁	730	188	183	542	243	426
静岡地裁沼津支部	1,115	309	302	806	406	708	鹿児島地裁本庁	2,290	703	680	1,587	810	1,490
静岡地裁浜松支部	670	245	240	425	186	426	宮崎地裁本庁	1,545	514	492	1,031	445	937
甲府地裁本庁	1,105	323	316	782	347	663	那覇地裁本庁	2,010	620	584	1,390	636	1,220
長野地裁本庁	780	213	203	567	252	455	仙台地裁本庁	1,340	366	359	974	460	819
長野地裁松本支部	165	48	47	117	56	103	福島地裁本庁	880	298	286	582	249	535
新潟地裁本庁	1,290	367	366	923	509	875	福島地裁郡山支部	390	114	109	276	119	228
大阪地裁本庁	10,437	2,946	2,817	7,491	3,005	5,822	山形地裁本庁	370	119	119	251	98	217
大阪地裁堺支部	1,825	547	540	1,278	490	1,030	盛岡地裁本庁	360	103	103	257	106	209
京都地裁本庁	4,245	1,607	1,502	2,638	1,239	2,741	秋田地裁本庁	490	118	118	372	174	292
神戸地裁本庁	5,422	1,672	1,611	3,750	1,962	3,573	青森地裁本庁	685	197	195	488	232	427
神戸地裁姫路支部	690	241	237	449	197	434	札幌地裁本庁	3,535	1,334	1,312	2,201	928	2,240
奈良地裁本庁	1,185	361	357	824	340	697	函館地裁本庁	890	245	241	645	301	542
大津地裁本庁	830	260	235	570	244	479	旭川地裁本庁	680	205	196	475	222	418
和歌山地裁本庁	1,740	702	677	1,038	511	1,188	釧路地裁本庁	525	133	130	392	222	352
名古屋地裁本庁	7,345	2,478	2,376	4,867	2,146	4,522	高松地裁本庁	1,800	834	818	966	491	1,309
名古屋地裁岡崎支部	3,130	822	809	2,308	1,112	1,921	徳島地裁本庁	540	166	165	374	140	305
津地裁本庁	1,900	714	703	1,186	532	1,235	高知地裁本庁	1,210	444	415	766	392	807
岐阜地裁本庁	1,330	372	364	958	479	843	松山地裁本庁	1,880	628	620	1,252	563	1,183
福井地裁本庁	1,060	264	260	796	428	688							
金沢地裁本庁	70	25	25	45	14	39							
富山地裁本庁	335	95	95	240	115	210							

(注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による延べ人員である。
 2 選任手続期日が取り消されたものを除く。